

小学生利用のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区内の全児童館で小学生の利用を中止していましたが、以下の内容で令和3年度より小学生の利用を再開することになりました。

なお、児童館では、施設内の消毒、定期的な換気、健康確認の徹底など、安心してご利用いただけるよう感染防止と拡大防止に努めています。

1 利用日

月曜日～金曜日（祝日は除く）

2 利用時間

午前9時～正午 午後1時30分～午後5時

3 利用要件

児童館を利用する場合には以下のうち、いずれか一つの要件が必要です。

(1)「板橋区児童館小学生利用申請書」(以下「申請書」と言う)を提出する。

小学生のみで児童館を利用する場合は、保護者等の緊急連絡先を確認するため申請書を保護者が記入し、利用する児童館に利用日当日までにご提出をお願いいたします（土日祝の施設開放日を除く）。

(2) 保護者同伴で利用する

事前手続きをしていない場合は、保護者の同伴が必要になります。

4 入館方法

(1) 小学生のみで利用する場合は、毎回、入館票に名前・学校・学年などをご記入ください。児童館職員が申請書と照合します。

(2) 保護者同伴の場合は申請書を提出してなくても、入館票への記入だけで利用できます。

※ 入館の際に検温させていただきます。体温が37度以上の場合は入館できません。その場合はご連絡をしますので、お迎えをお願いいたします。

5 利用できる部屋

小学生が利用できる部屋は、各児童館で1部屋を指定しています。また、小学生が利用できる部屋には定員を設けています（詳しくは利用する各児童館にお問い合わせください）。

なお、小学生の利用は、自習や本読みなどの静的なあそびの利用となります。

6 利用上のお願い

(1)入館の際は、「マスクの着用」にご協力ください。

(2)入館時に「手指の消毒や手洗い」・「お子さんの検温」を行います。なお、体温が37度以上の場合は入館することはできません。

(3)滞在は、1時間程度のご利用をお願いいたします。

7 定員

部屋の広さに応じて児童館ごとに定員を設けてあります。定員を超えた場合は入館を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 施設開放日

土・日・祝日の施設開放日は、施設の管理を業者に委託していますので、当面の間小学生のみの利用は中止といたします。ただし、保護者同伴の場合は小学生も利用することができます。

9 その他

児童館条例第6条第2項の規定により、感染症などでお子さんに関わる、学校・学級閉鎖などが発生した場合は、児童館のご利用を自粛していただきます。

10 有効期間

本申請書の有効期間は令和3年4月1日(または申請日)から令和4年3月31日までです。次年度に継続して児童館利用を希望される場合には、再度申請が必要です。

11 問合せ先

子ども政策課 育成係 電話03(3579)2475